

高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金
(高等学校DX加速化推進事業) 実施要領

令和6年1月25日 初等中等教育局長裁定

(通則)

高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金(高等学校DX加速化推進事業)交付要綱(以下、交付要綱という。)第24条の規定に基づき、高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金(高等学校DX加速化推進事業)の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1. 補助事業者

都道府県、市(東京都の特別区を含む。以下同じ。)町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)、公立大学法人又は学校法人とする。

なお、申請時点で廃校が決定している学校、また、学校運営や教育活動において法令違反や不適切な実態があると考えられる学校は補助対象外とする。

2. 要件

交付要綱第2条に基づき、補助事業者が設置する高等学校等が補助対象期間内に以下の(1)又は(2)及び(3)を満たすこと。ただし、特別支援学校高等部においては(3)を満たすこと。

- (1) 情報Ⅱ又は数理・データサイエンス・AIの活用を前提とした実践的な学校設定教科・科目若しくは総合的な探究の時間又は情報Ⅱの内容を含むことにより指導内容を充実させた職業系の教科・科目(以下「情報Ⅱ等」という。)を令和6年度においてすでに開設していること(情報Ⅱに相当する内容を含む大学等その他の教育施設等における学修を高等学校における科目の履修とみなし単位認定を行うことを含む。また、他校からの遠隔授業を受信しているケースも含む。)。また、遅くとも令和8年度までに受講生徒数の割合を全体の2割以上とすることを旨とする。
- (2) 情報Ⅱ等の開設(情報Ⅱに相当する内容を含む大学等その他の教育施設等における学修を高等学校における科目の履修とみなし単位認定を行うことを含む。総合的な探究の時間については、数理・データサイエンス・AIの活用を前提とした実践的な内容に充実させること、また、職業系の教科・科目については、既存の教科・科目に情報Ⅱの内容を新たに含むことにより指導内容を充実させることを含む。また、他校からの遠隔授業を受信するケースを含む。)に向けた具体的な検討を遅くとも令和6年度中に開始し、必要な準備(授業内容の検討や、そのために必要な学校内外の連携・協力体制・組織的な研究開発体制や必要な設備等の準備)を進めること。その際、遅くとも令和8年度までに開設するとともに、早期に受講生徒数の割合を全体の2割以上とすることを旨とする。
- (3) デジタルを活用した課外活動又は授業を実施するための設備を配備したスペースを整備し、情報、数学、理科、理数、専門教科(情報・理数系の要素を含むもの)等の教育内容の充実、探究的な学び・STEAM教育等の文理横断的な学びの機会の確保、対話的・協働的な学びの充実を図ること。

3. 採択基準等

文部科学省は、文部科学省に設置する外部有識者からなる「高等学校DX加速化推進事業委員会」から意見を聴取の上採択基準を定めることとする。なお、本事業の実施に当たり、文部科学省はその他必要に応じて「高等学校DX加速化推進事業委員会」に意見を求めるものとする。

4. 申請方法及び採択方法

補助事業者は、交付の目的、要件、採択基準等を踏まえ、高等学校等ごとの事業計画書を作成の上、交付要綱第4条に基づき申請することとする。

文部科学大臣は、提出された交付申請書等について、以下(2)採択方法に基づいて

採択校を決定し、交付要綱第5条に基づき補助事業者に対して交付決定の通知を行う。

(1) 申請方法

都道府県教育委員会においては、都道府県が設置する高等学校等の事業計画書1～3を取りまとめるうえ、交付要綱第4条に基づき交付申請書(様式第1)を文部科学大臣に提出する。また、補助事業者が域内の市町村であるときは、市町村から提出された交付申請書及び交付申請額一覧(様式第2)、高等学校等の事業計画書1～3を文部科学大臣に提出する。

都道府県知事においては、域内の学校法人から提出された交付申請書及び交付申請額一覧、高等学校等の事業計画書1～3を文部科学大臣に提出する。

なお、複数の学校を設置する補助事業者においては、申請に当たり、普通科、専門学科、総合学科のいずれかの学科に偏ることのないように各学校と連携を図るほか、中山間地域や離島等に立地する高等学校等や分校からも積極的に提出されるように配慮願います。

(2) 採択方法

①都道府県基礎枠

都道府県ごとに学校数、公私比率を踏まえた公立学校分、私立学校分の基礎枠を設ける(都道府県ごとの基礎枠数は別途通知する)。文部科学省は交付申請書等を確認の上、各都道府県の基礎枠の範囲で採択基準に基づく得点上位の学校から順に採択校として決定する。

②全国枠

文部科学省は交付申請書等を確認の上、申請要件を満たす学校のうち都道府県基礎枠の学校数を超えて採択校として決定されなかった各都道府県の学校を集約し、採択基準に基づく得点上位の学校から順に予算の範囲内で採択校として決定する。

5. 取組状況報告

文部科学省は補助事業者に対し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、補助対象事業の取組に関し別に定める様式により取組状況報告書の提出を求め、公表することができる。

6. 事業成果の積極的公開

本事業に採択された補助事業者は、補助期間中及び終了後に、文部科学省及び各事業者のホームページ等を活用し、事業の内容、経過、成果等を社会に対して積極的に情報公開することにより、高等学校等におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の充実に協力すること。

7. その他

- (1) スーパーサイエンスハイスクールの指定校(経過措置校、認定枠を含む)は本補助金の補助対象外とする。
- (2) スーパーサイエンスハイスクールと本事業の両方に申請することは可とするが、スーパーサイエンスハイスクールの採択校が決定した時点で当該校は本事業の対象から除外することとする。
- (3) 理科教育設備整備費等補助金交付要綱に規定する補助対象経費については、本補助金の対象外とする。
- (4) 他の補助金や委託事業と重複して同一の経費を補助対象とすることはできないため留意すること。
- (5) 特別支援学校高等部についても、4. 採択方法等に基づき採択することとするが、採択校数が一定数に満たなかった場合には、得点上位の学校から順に一定数まで採択することとする。
- (6) 提出書類に著しい形式的な不備や重大な誤り、記載漏れ等があった場合は交付対象外とする。
- (7) その他補助金の取扱いに関して必要な事項については別に通知する。

この要領は、令和6年1月25日から施行し、令和6年1月25日から適用する。